

『仕入税額控除』と『輸出還付』

中国では、国家税収に占める増値税の割合が大きく、そのため、増値税制度の理解は、中国ビジネスにおいて重要とされます。今回は、しばしば誤って理解されることがある、増値税の『仕入税額控除』と輸出取引に関する仕入税額の還付（以下、『輸出還付』とします。）について説明します。

1. 増値税の課税事業者

増値税の課税事業者は、「一般納税人」と「小規模納税人」とに区分されます。原則的な増値税の納付税額の計算方法は複雑であることから、取引規模が小さな企業に対しては、簡易な計算方法が適用されます。「小規模納税人」とは、この簡易な課税方法が適用される課税事業者のことをいいます。「小規模納税人」の納付税額の計算は、売上高に徴税率3%を乗じた金額となります。

2. 『仕入税額控除』

一方、「一般納税人」に対する増値税の納付税額は、原則的な方法—すなわち、売上高に税率を乗じた金額（以下、「売上税額」とします。）から、仕入に含まれる前段階の税額（以下、「仕入税額」とする）を控除する事（以下「仕入税額控除」とします。）により計算されます。

このように計算される増値税は付加価値税に分類され、日本の「消費税」と同類のものとされます。しかし、中国の増値税は「仕入税額控除」が、仕入先が発行する「増値税専用発票」の受領を条件として認められおり（「インボイス方式」と呼ばれています）、この点について日本の「消費税」と相違します（※1）。なお、「増値税専用発票」の発行は「一般納税人」のみ可能とされていることから、したがって「一般納税人」以外からの仕入れについては、「仕入税額控除」が認められないことに留意が必要です。

（※1）日本の「消費税」は帳簿等への記載に基づいて仕入税額控除される「帳簿方式」となっています。

3. 『輸出還付』

付加価値税等の消費に対する課税においては、輸出される物品等に対して、輸出国での課税を免除し、輸入国にて消費に対する課税を行う（これを「仕向地主義」といいます。）といった考え方があり、増値税はこの考え方を採用しています。その場合、輸出売上の税率は0%（免税）とされ、対応する仕入税額控除を行うにも控除の基となる売上税額がない事から、仕入税額が還付となります（※2）。

なお、この「輸出還付」は、増値税の手続き上、「仕入税額」が認識されることを前提としているため、「一般納税人」についてのみ認められ、還付の対象となる「仕入税額」は、「一般納税人」から発行される「増値税専用発票」の受領等といった一定の要件が具備されていることが条件となります。

(※2) 営業税の増値税への一本化の政策の中で、一定の地域において、役務提供取引の一部についても増値税の課税取引とされておりますが、外国に対する役務提供取引（サービス輸出）にかかる「仕入税額」については『輸出還付』は認められていません。

4. 『仕入税額控除』と『輸出還付』

上記のように「仕向地主義」をとる付加価値税の場合、原則的には輸出取引を行ったとしても対応する仕入税額の還付を受けることから、国内取引を行った場合の仕入税額控除と同様の結果となり、両者に有利・不利はありません。しかし、現在の中国の増値税制度は中国政府の輸出制限政策として輸出取引の増値税額の還付率が調整されている事から、(輸出に対応する仕入税額の全額の還付を受けられず) 輸出取引の方が不利となっているものといえます。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244